加古川市告示第３３６号

加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和８年11月５日

加古川市長　岡　田　康　裕

① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和８年10月26日	月	３台	０台	０台	０台	０台	０台
令和８年10月27日	火	２台	０台	０台	０台	０台	０台
令和８年10月28日	水	１台	３台	０台	０台	０台	０台
令和８年10月29日	木	１台	０台	０台	０台	０台	０台
令和８年10月30日	金	５台	３台	０台	１台	０台	０台
令和８年10月31日	土	７台	０台	０台	０台	０台	０台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和８年10月26日	月	加古川町北在家	１台
令和８年10月26日	月	野口町良野	１台
令和８年10月27日	火	尾上町今福	１台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 （明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地）
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から６カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）